

平成二十九年十二月十二日受領  
答 弁 第 七 五 号

内閣衆質一九五第七五号

平成二十九年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員石川香織君提出議会における議員活動と育児に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石川香織君提出議会における議員活動と育児に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「乳幼児を持つ地方議員が議会活動と育児を両立できるよう工夫しているケース」の意図するところが必ずしも明らかではないが、政府は、「第四次男女共同参画基本計画」（平成二十七年十二月二十五日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「平成二十七年に地方議会議員の出産に伴う欠席規定の明確化を要請したことを踏まえ、地方議会における議員の両立支援体制等の状況等を把握することとしている。基本計画に基づき、内閣府が実施した地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況に係る調査（平成二十九年一月十六日公表）によって、全ての都道府県議会及び千三百二十五の市区町村議会において出産に伴う議会の欠席に関する明文の規定を有していること等、地方議会における議員の両立支援体制等の状況を把握しているところである。

二について

政府においては、政治分野における女性の参画拡大について、基本計画に基づき各種施策に取り組んでいるところであるが、お尋ねのような事例については把握していない。